

# 令和元年度 高松市職員募集要項

〈事務（短大・高校・福祉）・保育教育士・消防（短大・高校）・技能職員〉

【受験申込期間】令和元年8月26日（月）～令和元年9月6日（金）

【第1次試験日】令和元年9月29日（日）

## 1 職種、採用予定人員及び受験資格等

職 種	採用予定人員	受 験 資 格 等
事務（短大）	2人程度	学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人若しくは令和2年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学を卒業した人・卒業する見込みの人・在学中の人を除く。）で、平成2年4月2日以後に生まれた人
事務（高校）	3人程度	学校教育法による高等学校を卒業した人若しくは令和2年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した人・卒業する見込みの人・在学中の人を除く。）で、平成4年4月2日以後に生まれた人 ※注4参照
事務（福祉）	1人程度 （社会福祉士の資格を必要としない職場で勤務する場合あり）	以下の条件を全て満たす人 1 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和2年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人で、昭和62年4月2日以後に生まれた人 2 社会福祉士の資格を有する人又は令和2年に実施される国家試験に合格する見込みの人
保育教育士	15人程度	保育士証及び幼稚園教諭免許状（更新を行っているもの）を有する人又は令和2年3月までに取得する見込みの人で、昭和55年4月2日以後に生まれた人
保育教育士 【経験者対象】	6人程度	保育士証及び幼稚園教諭免許状（更新を行っているもの）を有する人又は令和2年3月までに取得する見込みの人で、昭和35年4月2日以後に生まれた人であるとともに、以下の施設（※1）で次の1及び2の条件を満たす職務経験（※2）のある人 1 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間に、同一施設で保育士又は幼稚園教員又は保育教諭としての職務経験が継続して6か月以上ある人。ただし、施設主体が同一の複数施設への継続勤務を含む。 2 平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間に、保育士又は幼稚園教員又は保育教諭としての職務経験が通算して5年以上ある人 （※1）子ども・子育て支援法第7条に規定する「教育・保育施設」（認定こども園、幼稚園、保育所）又は同条に規定する「小規模保育」、「事業所内保育」を行う施設 （※2）週の所定労働時間が30時間以上のもので、ただし、育児休業、退職及び停職期間を除く。
消防（短大）	1人程度	学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人若しくは令和2年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学を卒業した人・卒業する見込みの人・在学中の人を除く。）で、平成2年4月2日以後に生まれた人 以下の条件を全て満たす人 1 高松市内又は消防局長が認める高松市周辺に居住できる人 2 普通自動車、準中型自動車、中型自動車、大型自動車のいずれかの運転免許証を有する人又は令和2年3月までに取得する見込みの人（AT車限定は除く。）※注5参照 3 次の身体的条件を満たす人 ①男性は身長おおむね160cm以上、体重おおむね50kg以上、胸囲はおおむね身長 <small>の</small> 2分の1以上であること。 ②女性は身長おおむね155cm以上、体重おおむね45kg以上、胸囲はおおむね身長 <small>の</small> 2分の1以上であること。 ③視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。 ④言語が明瞭で、十分発声のできること。 ⑤聴力が左右正常であること。
消防（高校）	3人程度	学校教育法による高等学校を卒業した人若しくは令和2年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した人・卒業する見込みの人・在学中の人を除く。）で、平成4年4月2日以後に生まれた人 ※注4参照
技能職員 （保育所・学校給食調理等）	14人程度	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人若しくは令和2年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人で、昭和49年4月2日以後に生まれた人

(注) 1 申込みができる職種は1つに限り、申込書受付後の変更は認められません。

2 <障がい者対象>の職員採用について、別途募集中心ですが、併願は認められません。

- 3 視覚障害その他の障害のため拡大文字などによる受験措置を希望する場合、試験当日に車椅子の使用を希望する場合など、受験に際して要望のある人は、あらかじめ申し出てください。
- 4 「事務（高校）」及び「消防（高校）」については、高等専門学校3学年在学中の人（令和2年3月に3学年の課程を修了見込みの人）は受験できます。
- 5 「消防（高校）」の運転免許は、令和元年度に高等学校を卒業する見込みの人に限り、令和3年3月まで取得期間を猶予します。
- 6 「事務（福祉）」、「保育教育士」、「保育教育士【経験者対象】」、「消防（短大）」及び「消防（高校）」の第2次試験合格者は、受験資格等として記載している資格・免許等の証明書類の提出が必要です（取得する見込みの人を除く。）。証明書類の提出がない場合は、受験資格を喪失します。
- 7 「消防（短大）」及び「消防（高校）」の身体的条件は、第2次試験合格者に対して行う身体検査において確認します。第2次試験に合格した場合でも身体的条件を満たさない場合は、受験資格を喪失します。
- 8 「消防（短大）」及び「消防（高校）」を除く職種は、日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る。）も受験できます。受験申込みの際は在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。また、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為を行う業務（公権力の行使）及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません。
- 9 次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。（地方公務員法第16条の欠格条項）
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 高松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（「保育教育士」及び「保育教育士【経験者対象】」の受験者は、併せて学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当する場合も受験できません。）

「保育教育士」とは、保育士証及び幼稚園教諭免許状を有する者で、保育又は幼児教育の業務に従事する高松市独自の職種名です。勤務地は、原則、高松市立の保育所、こども園、幼稚園のいずれかになります。

## 2 受験申込みの手続き

下記いずれかの方法で申込みをしてください。ただし、申込みは1回に限ります。

### 【インターネットによる申込み】

- (1) 高松市ホームページにある「くらしの情報」→「市役所総合案内」→「電子申請・届出」にある「オンラインサービス」から「電子申請・届出サービス」→「利用者登録」で利用者情報を登録し、受験申込みをしてください。（不明な点は、「電子申請・届出サービス」の中の「ヘルプ」を参照してください。）  
※「オンラインサービス」：<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinsei/index.html>
- (2) 受験申込み後に、「申込完了通知メール」が届きます。
- (3) 受験申込みの受付後に、「受験票発行通知メール」が届きます。（数日かかる場合があります。）
- (4) 「受験票発行通知メール」の手順に従って、受験票を印刷してください。
- (5) 9月13日（金）までに「受験票発行通知メール」が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

### 【持参又は郵送による申込み】

- (1) 受験申込書に必要事項を記入し、受験票を切り離さずに高松市役所人事課へ申込みをしてください。  
《持参する場合》申込書を高松市役所人事課（高松市役所3階）へ持参してください。  
《郵送する場合》申込書及び受験票返信用封筒（長形3号に82円分の切手を貼って、宛先を明記したもの）を、「採用試験受験」と朱書きした封筒に入れ、簡易書留で高松市役所人事課へ郵送してください。
- (2) 受験申込書の受付後に受験票を交付します。郵送による申込者には受験票を返信用封筒に入れて郵送します。
- (3) 9月13日（金）までに受験票が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

## 3 受験申込期間

**令和元年8月26日（月）から令和元年9月6日（金）まで**

※インターネットによる申込みは、9月6日（金）の申込み完了分まで、持参による申込みは、午前8時30分から午後5時まで（土曜日・日曜日を除く。）、郵送による申込みは、9月6日（金）の消印まで有効です。

## 4 採用試験の方法、日時及び場所

試験は第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して、第3次試験は第2次試験の合格者に対して行います。ただし、職種によっては、第2次試験を省略する場合があります（第1次試験の合格者に通知します。）。

## 《第1次試験実施日》令和元年9月29日（日）

職 種	時 間	試験種目（配点）	試験時間	試験場所
事務（福祉）	午前9時～ 午後2時30分	・教養試験（50点） ・専門試験（50点）	・2時間 ・2時間	高松市役所本庁舎 又は 高松市防災合同庁舎
事務（短大） 事務（高校） 技能職員（保育所・学校給食調理等）	午前9時～ 午前11時30分	・教養試験（100点）	・2時間	
消防（短大） 消防（高校）	午前9時～ 午後0時50分	・教養試験（70点） ・適性検査（30点）	・2時間 ・50分	
保育教育士 保育教育士【経験者対象】	午前11時30分～ 午後3時30分	・専門試験Ⅰ（50点） ・専門試験Ⅱ（50点）	・90分 ・90分	

（注）10 いずれの試験種目も択一選択式です。

11 試験場所を変更する場合は、9月25日（水）までに郵送で通知します。

12 受験会場は、当日午前8時に高松市役所1階市民ホールで発表します。

「保育教育士」及び「保育教育士【経験者対象】」を受験する人については、午前10時30分に受験会場を発表します。

### 《第1次試験の持参物》

受験票（受験票に必ず写真を貼り付けて持参してください。第1次試験の当日に受験票がない場合又は写真が貼られていない場合は受験できません。）

HBの鉛筆（5本以上）、消しゴム

昼食（「事務（福祉）」を受験する人のみ）

※時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限ります。携帯電話などを時計の代用品として使用することはできません。

### （試験種目ごとの内容）

試験種目	試験内容と出題分野	
教養試験	公務員として必要な一般的知識についての筆記試験を行います。	
専門試験	職種に応じて必要な専門的知識についての筆記試験を行います。出題分野は以下のとおりです。	
	事務（福祉）	社会福祉概論（社会保障及び介護を含む。）、社会学概論、心理学概論等
	保育教育士（【経験者対象】も含む。）	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む。）、発達心理、教育学、法規等の保育教育士としての専門知識
適性検査	職務を遂行するために必要な素質及び適性について検査します。	

### 《第1次試験の合格発表 10月10日頃》

高松市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。

### 《第2次試験 10月下旬》実施日は第1次試験の合格者に通知します。

- ・口述試験（集団面接）
- ・体力測定 「消防（短大）」及び「消防（高校）」のみ実施（職務を遂行するために必要な体力の測定）
- ・実技試験Ⅰ 「保育教育士」及び「保育教育士【経験者対象】」のみ実施（音楽、図工、体育）
- ・実技試験Ⅱ 「技能職員（保育所・学校給食調理等）」のみ実施（調理）

### 《第3次試験 11月》実施日は第2次試験の合格者に通知します。

- ・口述試験（個別面接）
- ・身体検査 「消防（短大）」及び「消防（高校）」のみ実施（医療機関で検査を受け、本市所定の身体検査書を提出してください。）

※それぞれの試験成績が一定以下の場合、合格者なしとする職種もあります。

## 5 採用試験成績の通知について

受験者本人が希望する場合には、試験成績を通知します。

- ・対象者 : 各試験の不合格者（不合格となった試験の成績のみ通知します。）
- ・通知時期と方法 : 各試験の合格発表日以後、速やかに郵送で通知します。

※請求方法等の詳細は「職員採用試験成績通知請求書」に記載しています。

## 6 合格から正式採用まで

最終合格者は採用候補者名簿（有効期限は、令和2年3月31日まで）に登載され、その中から採用者が決定されます。また、地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

### （補欠合格者）

最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員などが生じた場合に限り、採用の対象となります。

### （採用資格の喪失・採用の取消）

以下の場合には、試験に合格しても採用されません。

- ・令和2年3月31日までに受験資格等に記載の学校等を卒業する見込みの人が同日までに卒業できなかった場合
- ・資格・免許が必要な職種で同資格・免許を取得する見込みの人が資格・免許を取得できなかった場合（令和2年に実施される国家試験に不合格の場合など）
- ・地方公務員法第16条（1の注9参照）のいずれかに該当することとなった場合（「保育教育士」及び「保育教育士【経験者対象】」の受験者は、学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当する場合を含む。）

## 7 勤務条件

採用時の勤務条件は、以下のとおりです。

### （勤務時間）

原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、職種・勤務場所により変則勤務があります。）

### （給与）

令和元年8月現在の初任給（地域手当を含む。）は次のとおりです。また、職歴などを有する人は、一定の基準により加算される場合があります。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当などの手当があります。

職 種	初 任 給	
事務	大学卒	191,542 円
	短大卒	170,978 円
	高校卒	157,516 円
保育教育士（「【経験者対象】」を含む。）	大学卒	191,542 円
	短大卒	170,978 円
消防	短大卒	195,040 円
	高校卒	174,052 円
技能職員（保育所・学校給食調理等）	157,516 円	

（注） 13 上記の「事務」については、「(福祉)」を含みます。

### （勤務場所）

高松市役所、高松市防災合同庁舎、総合センター・支所・出張所、市立保育所・こども園・幼稚園、保健所、消防局、小中学校の給食調理場など

## 8 その他

- ・遅刻した場合は受験できません。
- ・試験場所に駐車場はありません。（近隣の有料駐車場等を利用してください。）
- ・受験のために要する旅費などの経費は、全て本人の負担とします。
- ・受験のために提出された書類は返却しません。
- ・**天候その他災害により、試験を延期する場合は、試験当日の午前7時30分までに、高松市役所ホームページ（くらしの情報の新着情報）に掲載します。**

## 9 申込み・問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号  
高松市役所（3階） 総務局人事課 採用担当

TEL 087-839-2144  
FAX 087-839-2190  
MAIL [jinji@city.takamatsu.lg.jp](mailto:jinji@city.takamatsu.lg.jp)